

# 一 記者発表資料 一

平成24年10月11日  
九州地方整備局  
水資源機構筑後川局

## 「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」 を公表しました。

国土交通省九州地方整備局及び独立行政法人水資源機構では、小石原川ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）における検討を踏まえ、「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」という。）を作成し、学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施しました。

また、これらの意見を踏まえた「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下、「報告書（原案）案」という。）を作成し、「検討の場」の構成員へ報告するとともにホームページにて広く一般に公表しておりますので、お知らせします。

### ■学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取結果

学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取概要については、別紙-1を参照ください。  
また、学識経験を有する者等及び関係住民から頂いたご意見と、ご意見に対する検討主体の考え方について、別紙-2及び別紙-3を参照ください。

### ■今後の予定

今回作成した「報告書（原案）案」について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、関係地方公共団体の長及び関係利水者への意見聴取を行います。

意見聴取対象：「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」

#### （1）意見聴取相手

関係地方公共団体の長：福岡県知事、佐賀県知事

関係利水者：福岡県南広域水道企業団企業長、うきは市長

### ■資料の閲覧又は資料の入手方法については、【別添】を参照ください。

#### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

課長 ふじもと 藤本 ゆうすけ 雄介（内線3611）

建設専門官 いけうら 池浦 みつふみ 光文（内線3619）

代表：092-471-6331

（独）水資源機構 筑後川局 企画調整課

課長 にしかわ 西川 おさむ 修（内線 321）

審議役 ながまつ 永松 よしたか 義敬（内線 207）

代表：0942-34-7001

## 「報告書（原案）案」等の入手方法について

### 1) 「報告書（原案）案」の資料閲覧または入手の方法

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」は以下の方法で閲覧または入手していただくことができます。

#### ○インターネットによる閲覧または資料入手

・インターネットによる閲覧または資料入手をされる場合は、国土交通省九州地方整備局あるいは水資源機構のホームページをご覧ください。

＜九州地方整備局＞

[http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/genan\\_an\(koishiwaragawa\)/genan\\_an.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/genan_an(koishiwaragawa)/genan_an.html)

＜水資源機構＞

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html#A07>

### 2) 参考

#### ○小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

これまでの「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

＜九州地方整備局＞

<http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/06-koisiwaragawa/kensyo-koisiwaragawa.html>

＜水資源機構＞

<http://www.water.go.jp/honsya/honsya/verification/koishi.html>

# 学識経験を有する者等及び関係住民からの意見を聞く場の概要

## 小石原川ダム建設事業

平成24年10月

国土交通省 九州地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

# 学識経験を有する者等及び関係住民からの意見を聞く場の概要

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施した。

## 1. 学識経験を有する者等からの意見聴取

小石原川ダム建設事業の検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表－1に示す方々から意見聴取を実施した。

### (1) 意見聴取対象

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

### (2) 意見聴取日：

平成24年9月14日（金）

※なお、欠席の学識経験者の方々には、個別に意見を伺った。

表－1 学識経験を有する者等

氏名	役職等
あおき ただおき 青木 忠興	西日本新聞社 久留米総局長
くすだ てつや 楠田 哲也	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
くろだ まさはる 黒田 正治	九州大学 名誉教授（農業水利）
こ が けんいち 古賀 憲一	佐賀大学大学院 教授
しまたに ゆきひろ 島谷 幸宏	九州大学大学院 工学研究院 教授
だたい ただし 駄田井 正	久留米大学 経済学部 教授
ひがし かずのり 東 和敬	佐賀大学 名誉教授（農学）
ひらの むねお 平野 宗夫	九州大学 名誉教授（工学）
まつい せいいち 松井 誠一	元 九州大学大学院 教授

（敬称略、五十音順）

# 学識経験を有する者等及び関係住民からの意見を聞く場の概要

## 2. 関係住民からの意見聴取

小石原川ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- (1) 意見聴取対象 : 「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- (2) 意見聴取対象者 : 福岡県または佐賀県内に在住の方
- (3) 意見聴取日 : 平成24年9月22日（土）～平成24年9月24日（月）の3日間
- (4) 意見聴取会場 : 以下の3会場で実施
  - ・ 福岡県朝倉市会場（甘木・朝倉市町村会館（希声館））
  - ・ 佐賀県みやき町会場（みやき町コミュニティーセンター こすもす館）
  - ・ 福岡県久留米市会場（福岡県久留米総合庁舎）
- (5) 意見発表者 : 合計で14名からの意見（意見発表者及び報道関係者を含めず、一般傍聴者は延べ67名）  
意見発表者の地域別、世代別、性別を下記に示す。

### ◇地域別 意見発表者数

福岡県	福岡市	1名
	久留米市	3名
	うきは市	1名
	朝倉市	5名
佐賀県	佐賀市	1名
	神埼市	1名
	吉野ヶ里町	1名
	みやき町	1名
合計		14名

### ◇年齢別 意見発表者数

60歳以上	14名
合計	14名

### ◇性別 意見発表者数

男性	14名
女性	0名
合計	14名

「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する  
学識経験を有する者等のご意見と検討主体の考え方

小石原川ダム建設事業

平成24年10月

国土交通省 九州地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

## 学識経験を有する者等の主なコメントと検討主体の考え方（1／6）

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>西日本新聞社 久留米総局長 青木 忠興 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係地域における給水人口、水需要の増加などに関して分かりやすく説明し、新規利水の必要性を認識できるよう丁寧な説明が必要ではないか。</li> <li>・ 九州北部豪雨での状況も踏まえ、治水対策の緊急性を認識できるよう丁寧な説明が必要ではないか。</li> <li>・ 山林の保水能力等について、流域の状況など踏まえて説明をした方がよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各利水参画者に確認を行った結果、各利水参画者は参加継続の意思があり、必要な開発量（0.65m<sup>3</sup>/s）に変わりがないとの回答を得ています。また、「4.3.2 水需要の確認」に記述しているように、地下水から表流水への転換、簡易水道や専用水道等の統合等による給水人口の増加が想定され、必要水量の算出過程は妥当であることを確認しています。今後とも、丁寧な説明に努めて参ります。</li> <li>・ 「2.3.1 治水の現状と課題（2）頻繁に発生する洪水」にお示ししているように、小石原川では、平成22年、平成24年と大きな洪水が連続して発生しています。現在の小石原川は、目標とする流量を安全に流下できない状況であり、早急な治水対策が必要です。今後とも、丁寧な説明に努めて参ります。</li> <li>・ 河川の計画策定にあたっては、実測の降水量と河川流量を用いて検討しているため、山林の状況も反映した計画となっています。また、小石原川の流域の状況については、「2.1.6 土地利用（2）小石原川」の図2.1-16にお示ししているように、森林面積の大きな変化はありません。今後とも、丁寧な説明に努めて参ります。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

また、章番号や表番号については、「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」内の番号を指す。

## 学識経験を有する者等の主なコメントと検討主体の考え方（2／6）

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>北九州市立大学 国際環境工学部教授 楠田 哲也 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証要領細目に沿って、詳細に検討されている。</li> <li>・ B/Cが1.0に近いことから、感度分析結果等について丁寧な説明に努める必要があるのではないか。また、工事費が増すと便益も増す計算方法やダム撤去費用をコストに参入しないことに違和感があるので、説明していただきたい。</li> <li>・ 検証は、何年確率までの安全度を確保するとされているのに対し、地域住民の方々は、どんな洪水がきても被害が最小になることを願っていると思われる。この点については、丁寧な説明が必要ではないか。</li> <li>・ ダムを建設しない場合のメリットについて、定性的でも構わないので記載した方がよいのではないか。</li> <li>・ 地域に理解を得ていくためにも、検証要領細目に沿って画一的な検討を行うのではなく、ローカルな状況を踏まえた、住民に伝わるような表現で説明等をしていくべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の小石原川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・ ダム事業の検証にかかる検討における費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて算定することが検証要領細目に定められているため、これに基づいて検討を行っています。また、撤去しない計画となっているため、撤去費用は計算しておりません。                      なお、費用対効果の分析については、巻末資料で各ケースの感度分析の結果にいたる算定表を示しておりますので、ご指摘の趣旨を踏まえて、巻末資料を参照する旨追記します。今後とも、丁寧な説明に努めて参ります。</li> <li>・ 検証要領細目の規定に基づき、小石原川ダム建設事業の検証においては、河川整備計画で目標としている安全度を確保することを前提とし、複数の治水対策案を立案しています。                      立案した各治水対策案については、コストを最も重視しつつ、一定期間内における効果発現の時間的な観点、超過洪水時の河川水位の状況、気候変動など将来の不確実性に対する柔軟性などを含めて総合的に評価を行っています。今後とも、災害に強い地域作りのため、被害を最小限にする対策等について、関係機関と連携しつつ、地域住民への丁寧な説明に努めて参ります。</li> <li>・ 立案した治水対策案については、検証要領細目の規定に基づいて、7つの評価軸で評価しています。ダム以外の案についても評価軸ごとの評価を行っており、定量的に評価できないものについても定性的な評価を行っています。</li> <li>・ 今回の小石原川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき行っています。検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、地域住民の理解が得られるよう分かりやすい説明に努めて参ります。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。  
 また、章番号や表番号については、「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」内の番号を指す。

## 学識経験を有する者等の主なコメントと検討主体の考え方（3／6）

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>九州大学名誉教授 黒田 正治 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証については、厳密な評価・検討がなされている。気象災害が多い昨今、小石原川ダムによって洪水調節容量が確保されることは、地域住民の安全にとって大切である。また、都市用水と農業用水の安定的な確保は、社会的な要請が大きく、さらに、流水の正常な機能の維持のための不特定用水の確保は、地域の風土保全、環境保全のために特に重要である。このように考えれば、小石原川ダムの建設は緊要なものであると考えられる。</li> <li>・ 畑作にとっては、輪中堤案や遊水地案において冠水した場合、作土を全部作り替えるというような大きな打撃がある。ダムがどうしても造れないところでは、やむを得ない方法として遊水地や輪中堤が考えられるが、本地域においては小石原川ダムを実施する方が良い。</li> </ul>
<p>佐賀大学大学院 教授 古賀 憲一 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証要領細目に基づき、丁寧に検討しておられることは評価に値し、示された結果についても当然のことと判断する。</li> <li>・ 筑後川水系では、瀬の下地点の毎秒40立方メートルに対する不足量の補給は極めて重要であると認識されるべきである。</li> <li>・ 筑後川水系の水事情を踏まえ、流水の正常な機能の維持の重要性を考慮した評価の重み付けがあっても良かったのではないか。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。  
また、章番号や表番号については、「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」内の番号を指す。

## 学識経験を有する者等の主なコメントと検討主体の考え方（4／6）

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>九州大学大学院 工学研究院教授 島谷 幸宏 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的な内容は妥当であり、納得のいくものである。</li> <li>・ 自身、昭和53年渇水を経験しているが、都市機能が麻痺しないように渇水対策容量を確保することは、福岡都市圏が成長している段階においては重要であり理解できる。このことは、より多くの方に分かりやすく説明する努力が必要である。</li> <li>・ 小石原川ダムは、江川ダム直上流に造るため、環境への影響は単独で造るダムよりも小さくなる。小石原川は、福岡県内でも非常に良い環境が保たれており、河道掘削等の河川改修を行った時の環境への影響が懸念される。                      対策案の実施に伴う環境影響について、どのような種に対してどのような影響があるかなど、分かりやすく説明すべきではないか。</li> </ul>
<p>久留米大学 経済学部教授 駄田井 正 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の小石原川ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・ 「2.3.4 異常渇水時の実態」において、異常渇水時の実態や課題を記述しています。引き続き、渇水対策の必要性について分かりやすい説明に努めて参ります。</li> <li>・ 検証要領細目において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。（略）7)環境への影響（略）」と規定されており、小石原川ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行っています。                      なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、「筑後川水系小石原川ダム建設事業環境影響評価書」の概要について、【小石原川ダム建設事業の検証に係る検討「環境影響評価の概要」】としてとりまとめ「小石原川ダム建設事業の検証にかかる検討報告書」とともにホームページ等に公表することとしており、その中で、ダム案の実施に伴う環境影響の予測・評価結果について記載することとしています。今後とも、丁寧な説明に努めて参ります。</li> </ul>
<p>久留米大学 経済学部教授 駄田井 正 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 示された内容は、ダムの対策案を充分検討し、筑後川の流域の事情を踏まえており、結果も妥当である。</li> <li>・ 小石原川ダムの建設にあたっては、小石原川ダムの事業計画時点以降における、九州北部豪雨災害の発生など近年の社会経済情勢の変化等に対応する必要があるのではないかと。</li> <li>・ 新規利水対策案の立案にあたっては、節水対策も含めており妥当と思われる。一方、筑後川の水状況を考えると、節水のPRも含め対応が必要ではないかと。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。  
 また、章番号や表番号については、「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」内の番号を指す。

## 学識経験を有する者等の主なコメントと検討主体の考え方（5 / 6）

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>佐賀大学 名誉教授 東 和敬 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2.1.8 自然環境 (2)小石原川」に記載されているムカシトンボなどの貴重な動植物に対する、ダム建設事業の実施に伴う影響の度合いが分かるよう、環境影響評価書の内容を盛り込むべきである。</li>   <li>・ダムの工事期間中は水質汚濁に配慮するなど、生物に影響を与えない方法で実施して頂きたい。</li> </ul>
<p>九州大学 名誉教授 平野 宗夫 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性的な水不足であるという状況を説明できるよう、図等も含めて適切な表現に努めるべきである。</li> <li>・福岡都市圏の水資源依存度等が昭和53年渇水や平成6年渇水時の状況を正しく伝えていないため、誤解を与えないような適切な表現に努めるべきである。</li> <li>・水道の原単位等を点検しているが、その妥当性はどうか。</li>   <li>・小石原川ダムは河川整備基本方針対応である一方で、代替案は河川整備計画対応である。例えば、輪中堤のような田畑の浸水を許容する対策案については、超過洪水時にダムの代替案にはなっていないのではないか。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。  
 また、章番号や表番号については、「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」内の番号を指す。

## 学識経験を有する者等の主なコメントと検討主体の考え方（6 / 6）

学識経験を有する者等の主なコメント	検討主体の考え方
<p>元九州大学大学院 教授 松井 誠一 氏</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証要領細目に基づき、4つの目的ごとの複数の対策案とともに総合評価し、総合的な評価を行なっていることを認める。 治水について、小石原川ダム案が、河川を軸とした対策案の環境面の影響より安全度、コスト、実現性を重視するという観点、計画段階で関係地方公共団体の合意を得ている地域社会への影響という観点から最適であると思料される。 新規利水について、関係利水者の社会的要求は高く、最も経済的な小石原川ダム案が最良案とされていることは適当であると認める。 目的、実現性、コスト、持続性、地域社会への影響等の視点が森林、河川等の破壊による環境への影響を凌ぐとするならば、小石原川ダムが計画段階で種々の関係団体からコンセンサスを得ていること、他の案に比し安価でコスト等で勝ること等、小石原川ダム建設はやむを得ないと結論される。</li> <li>・ 小石原川ダムが建設となった場合、失われる自然環境の補完はできないが、下流河川における水際の多様な環境の保全に努めてほしい。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。  
また、章番号や表番号については、「小石原川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」内の番号を指す。

# 関係住民からの意見を聴く場に寄せられた ご意見に対する検討主体の考え方

## 小石原川ダム建設事業

本資料は、関係住民からの意見を聴く場に寄せられたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

平成24年10月

国土交通省 九州地方整備局  
独立行政法人 水資源機構

# 関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（1 / 5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
<b>I. 目的別及び総合的な評価について</b>		
I-1 洪水調節について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後川流域における九州北部豪雨の被害は、家屋や農地への浸水被害が相当な範囲で発生し、甚大なものであった。</li> <li>・平成24年7月3日、7月14日の洪水では、避難勧告は出たが大した被害は出ておらず、小石原川の氾濫の危険性はほとんどない。</li> <li>・九州北部豪雨では、幸いにして大した被害はなかったが、牛木付近はあと20cmくらいで住宅の方に流れ込むような危険な状況であった。</li> <li>・筑後川中下流域住民の生命、身体、財産を守るためには、頑丈で強い貯留施設のダム建設が必要不可欠である。</li> <li>・ダムからの放流等によって、下流で氾濫が起こる危険性があり、ダムがあれば洪水が防げるというのは幻想である。</li> <li>・江川ダムの直下流では災害が発生しており、一刻も早く洪水調節ができる小石原川ダムを建設し、安心して暮らせる町となるよう強く願う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2.3.1 治水の現状と課題(2)頻繁に発生する洪水」に記載しているように、小石原川では、平成22年、平成24年と大きな洪水が連続して発生しています。</li> <li>・現在の小石原川は、目標とする流量を安全に流下できない状況であり、早急な治水対策が必要であると考えています。</li> <li>・今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> </ul>

## 関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（2／5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
<b>I. 目的別及び総合的な評価について（続き）</b>		
I-2 新規利水について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筑後川の水は、久留米市のみならず福岡市や佐賀県でも利用されており、自由に使える水は少なく、今でも2年に1度くらいの頻度で取水制限がある。</li> <li>・ 筑後川流域の下流は、水に金気（かなげ）があるため、非常に苦労しており、上水道に水を求めている。</li> <li>・ 地下水には地盤沈下や水質面の問題があり、特にヒ素関係で生活用水としての利用が心配される。一方、水道水は徹底した水質管理のおかげで安心して飲める水である。</li>   <li>・ 福岡県全体の水道施設の能力に余りがあり、福岡県南地区や朝倉市でも現状で水余りである。需要が横這いの中、大山ダム・小石原川ダムができて、水余りとなり小石原川ダムの利水は必要ない。</li> <li>・ 佐賀県は水は要らないし、福岡地区にとっても小石原川ダムは不要ではないか。</li> <li>・ 水が余っているという意見があるが、今の異常気象の中、未来永劫、本当に水が余るのか疑問である。</li> <li>・ 地方公共団体は反対していない。県南地区は上水道が25%しかできておらず、ダムが必要である。</li>   <li>・ うきは市民の声は、その殆どが合所ダムの水を使えば良く、小石原川ダムの水はいらないと思っている。</li>   <li>・ ダム以外の水源開発の代替案を検討されたうえで、小石原川ダム案が有利であるとの取りまとめに賛同する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筑後川流域における利水に関する現状や課題に係る検討主体としての認識は、「2.3.2 利水の現状と課題」の(1)広域のかつ高度な水利用、(2)福岡県南地域の水道用水、(3)頻発する取水制限、(4)地下水採取による地盤沈下にお示ししているとおりです。</li>   <li>・ 水需給に対しましては、検証要領細目に基づき、各利水者に確認を行った結果、「4.3.1 ダム事業参画継続の意志・必要な開発量の確認」にお示ししているとおり、各利水参画者からは参加継続の意思及び必要な開発量(0.65m<sup>3</sup>/s)に変わりがないとの回答を得ています。</li> <li>・ また、「4.3.2 水需要の確認」にお示ししているとおり、必要量の算出が妥当に行われているかについて検証主体として確認を行い、各利水者の必要量が適切に算出されていること、計画目標年次（平成32年度）における需要量と水源量は、概ね均衡したものとなっていることを確認しました。</li>   <li>・ 「4.3.6 利水参画者等への意見聴取」の表4.3-18にお示ししているとおり、合所ダムの利水容量の買い上げに対し、関係河川利用者等に意見を聴いたところ「受益農家の了解を得られるものではなく容認できない」「貴重な水源の1つを失うこととなり応じられない」との回答がなされています。</li>   <li>・ 今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> </ul>

# 関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（3 / 5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
<b>I. 目的別及び総合的な評価について（続き）</b>		
I-3 流水の正常な機能の維持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利水対策と流水の正常な機能の維持対策は、一体的なものである。</li> <li>・ 筑後川は一週間雨が降らなければ水無し川になる。安心して使える水を確保するにはダム以外ない。</li> <li>・ 現在の筑後川の様子は昔と比較して、豪雨あるいは渇水と流況が非常に不安定になってきていると感じる。</li> <li>・ 非ノリ期は不特定用水が確保されておらず、干天が続けば河川水が激減して、2年に1回程度渇水調整を開いている。営農者としては、小石原川ダムに確保される不特定用水に大いに期待をしている。</li> <li>・ 近年の小雨傾向により代掻き・田植えが出来ない時期があった。安心して安全な農業用水を確保するために、小石原川ダムを建設し、不特定用水を確保してほしい。</li> <li>・ 筑後川の流況の安定を図り、後生の人々が安心して生活を営むことが出来るよう早期の小石原川ダムの建設を支持したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筑後川における流水の正常な機能の維持に関する現状や課題に係る検討主体としての認識は、「2.3.3 流水の正常な機能の維持に係る現状と課題」にお示ししているとおりです。筑後川においては、急激に増大する水需要に対処すべく、都市用水等の開発を流水の正常な機能の維持に優先してきた歴史的な経緯があること、農業用水においても取水制限が頻発する状況が見受けられていることから、既得水利も含めた流水の正常な機能の維持のための用水確保が急務であると考えています。</li> <li>・ 今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・ 小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>
I-4 総合的な評価について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この約30年、小石原川ダムに翻弄されて来た。簡単に賛成、反対と言う前に水の恩恵という先人からの尊い遺産を後世にいかにも有効に活用し、役立てていくべきかを考え、地元住民の切なる心情をご理解頂き、一刻も早く小石原川ダムを完成させることを強く願います。</li> <li>・ 水没者は先祖伝来の土地、地域の伝統、文化等を捨てて移転した。小石原川ダムが中止となれば、何のために、生まれ育った土地を捨ててきたのかと、本当に悲しい思いでいっぱいになる。水没者の気持ちを十分理解し、ダム建設に進むよう努力してほしい。</li> <li>・ 地域の長年の苦勞と協力を考えれば、代替案は受け入れがたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・ 小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

## 関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（4／5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
<b>II. 評価軸について</b>		
II-1 コストについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案は膨大な経費と多くの時間がかかる。早急に小石原川ダムを造ってもらいたい。</li> <li>・財政危機という日本全体からの視点で見れば、大変な無駄使いであると思う。</li> <li>・小石原川ダムの事業費は2,360億円と言われているが、完成時の総額は3,300億円に増えると試算されており、今の財政危機の中では大変なことである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストについては、検証要領細目に基づき、「完成までに要する費用」、「維持管理に要する費用」、「その他費用（ダム中止に伴って発生する費用等）」について評価を実施しています。</li> <li>・小石原川ダムの総事業費は「3.1.6 建設に要する費用」にお示ししているとおりです。また、検証要領細目に基づき、事業費の点検を行った結果、「4.1.1 総事業費及び工期」にお示ししているとおりです。</li> </ul>
II-2 地域社会への影響について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水没者は、苦渋の選択で移転をし、生活の制約を受けて三十有余年過ごしてきた。未だ生活再建が完全には整っておらず、町のにぎわい等もなくなりつつある。この問題は、ダムを造らなければ解決しない。</li> <li>・3年前にダムが検証対象となり、政治家、国、県の思惑で水没者が右往左往する時代が今も続いている。</li> <li>・水特事業が行われない場合、その補償を誰がしてくれるのか。</li> <li>・小石原川ダムと地域整備計画は、切り離すことはできない。地元住民がどれだけの時間と努力を割いたか分かってもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたと考えています。</li> </ul>
II-3 環境への影響について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定用水は下流域の動植物を維持するためとの説明であるが、ダム建設で多数の動植物が抹殺される。</li> <li>・ダムに水没する植物によってメタンガスが発生し、水質悪化や地球温暖化が加速する。</li> <li>・ダム湖内の水温には、通常流れている川と大きく違う部分があり、ダムの下の方から流した場合には、水温が低い水が流れて、下流の魚介類は死ぬ。</li> <li>・地球環境のメカニズムが分かっていない中で、色々変更したら、スイゼンジノリは大変なことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小石原川ダム建設事業は、環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施しており、ダム建設に伴う環境への影響は、環境保全措置の実施によりできる限り回避・低減されると考えています。なお、「筑後川水系小石原川ダム 環境影響評価書」の概要について、【小石原川ダム建設事業の検証に係る検討 環境影響評価の概要】としてとりまとめ「小石原川ダム建設事業の検証にかかる検討報告書」とともにホームページ等に公表することとしており、その中で、ご指摘があった環境影響の予測・評価結果、環境保全措置の内容について記載することとしています。</li> <li>・スイゼンジノリは佐田川の支川黄金川で生育しており、環境影響評価の準備書及び評価書において、「(略)黄金川が本事業により水質、水量に係る影響を受ける地域に該当することは考えにくく(略)」とお示しています。</li> </ul>

## 関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（5 / 5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
<b>Ⅲ. その他</b>		
Ⅲ-1 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筑後川から取水をする計画は、高低差が200数十メートル、距離が十数キロメートルもあり、極めて非常識である。</li> <li>・ 小石原川ダムだけ進めるのではなく、ダム群連携事業と一体的な整備をお願いしたい。</li> <li>・ 洪水を過大に見積もって色々な計算をしても全く意味がなく、数字そのものが全く信用できない。</li> <li>・ 検討の場は、建設推進の市町村長ばかりであり、賛成、反対の意見を戦わせて結論を出さないと公平ではない。公募をするなど、有識者、地域の人達に参加してもらって検討するべきである。</li> <li>・ 検討の場の開催案内や検証報告書（素案）の公表方法が不十分である。このような閉鎖的なやり方は問題である。</li> <li>・ 住民意見の発表時間が足りない。</li> <li>・ 意見を述べる機会が設けられたことに感謝する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小石原川ダム建設事業は、ダムを建設するとともに、隣接する佐田川から江川ダム貯水池へ導水路を建設することによって、既設江川ダム、寺内ダム及び小石原川ダムの総合的な運用を可能とする事業です。</li> <li>・ ダム群連携事業については、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されており、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・ 検証要領細目に基づき、雨量及び流量データの点検を実施しています。点検結果については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページに公表しています。</li> <li>・ 今回の検証では、検証要領細目に基づき、福岡県と佐賀県並びに小石原川流域及び氾濫域の全5市町村を構成員とする検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めてきています。</li> <li>・ 検討の場を開催する前や関係住民からの意見を聴く場を開催する前などには、その進め方等を含めて開催案内を記者発表するとともに、検討主体（国土交通省九州地方整備局及び水資源機構）のホームページに掲載し、広くお知らせしております。また、検討の場は公開で実施するとともに、資料は検討主体のホームページに掲載しています。</li> <li>・ なお、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えており、パブリックコメントの実施及び関係住民からの意見を聴く場の開催により、広くご意見を募集しました。</li> </ul>